

H21. 12. 17 原案可決

高速道路の無料化に関する意見書

高速道路は、その広域性、高速性、定時性によって、観光や物流など「人」と「物」の交流を支え、現在の産業経済活動に欠くことのできない社会資本である。

特に幹線道路整備が立ち遅れた和歌山県にとって、高速道路は、企業立地や観光振興、農林水産業の振興など、県民の将来のチャンスを保障するものとして必要不可欠である。

このような中、国において、来年度の社会実験の実施に向けて、その対象路線の選定も含め、高速道路の無料化の議論が活発化している。

高速道路の無料化に関しては、今後の高速道路建設への影響や、高速道路の渋滞の増加、環境への影響等が大きな課題となっているが、一方で観光客の増加や貨物輸送のコスト低減など地域の活性化につながる重要な政策でもある。

よって、政府・国会は、高速道路の無料化に際して、次の事項に留意されることを要望する。

1 高速道路の無料化の実施に当たっては、建設が遅れた地方部における高速道路の必要性やこれまでの経緯に鑑み、今後の高速道路建設に影響を与えないよう、予算の確保など十分な措置を講じること。

2 高速道路の無料化の路線選定に当たっては、無料化されるか否かによって、特定の地域が不公平にならないよう、十分に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

和歌山県議会議長 富安民浩

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣法第九条の第一順位指定大臣(副総理)
国家戦略担当大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(行政刷新)